

「子どもの権利」ってなに？

ひとり けんり たいせつ
一人しかいない大切なあなた、一人ひとりの子どもたちへ

知ってほしい あなたのこと

わたしたちは、だれもが生まれたときから「しあわせに生きる権利」「自分のことは自分で決めることができる権利」などの権利をもっています。これはおとなも子どももいっしょです。
子どもの権利について考えてみましょう。



子どもの権利条約

1989年国際連合で決まったよ。

196の国や地いきがまも約束したよ。世界中で子どもを大切に

しようとしているよ。



岐阜市子どもの権利に関する条例

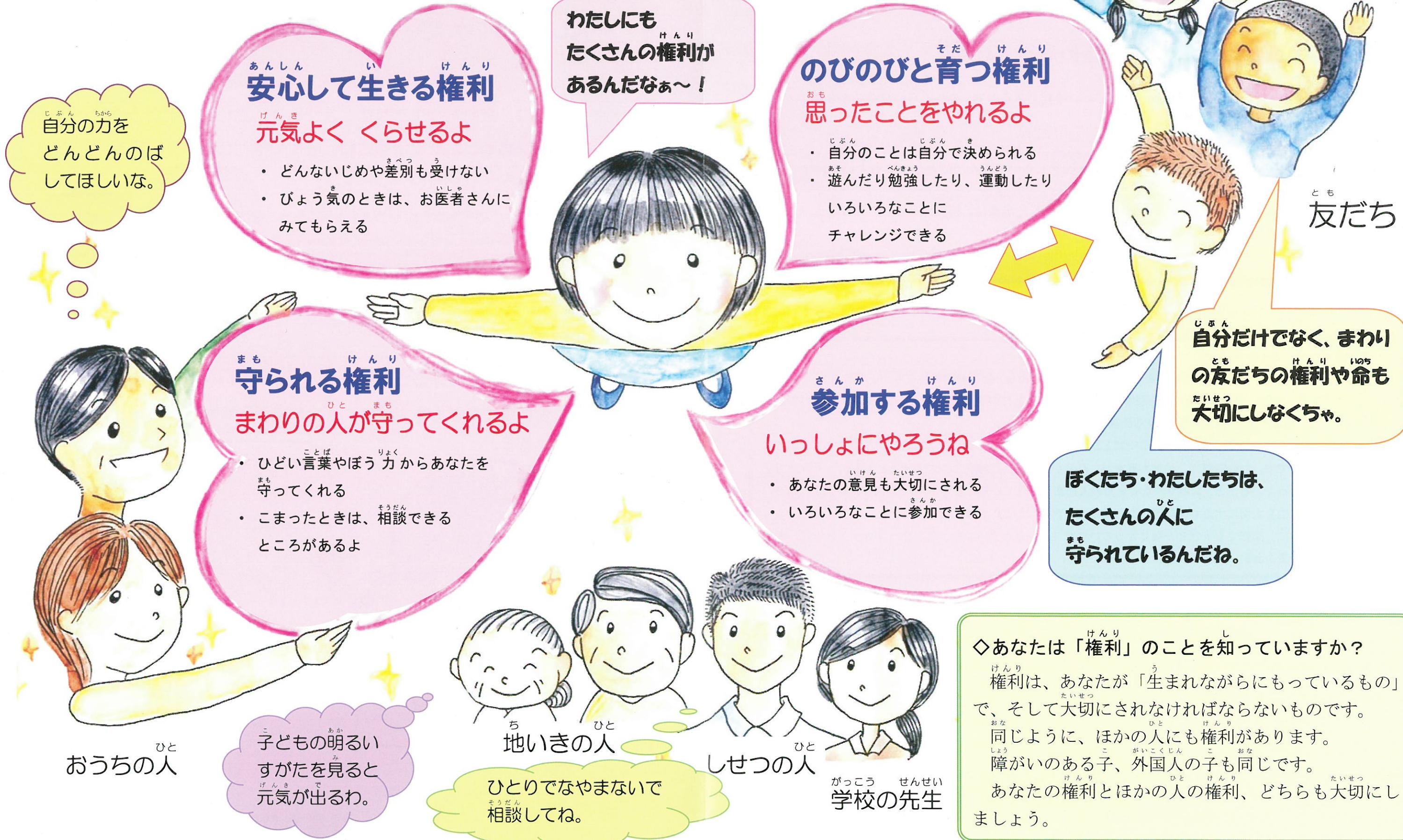
岐阜市子どもの権利～みんなの約束～

2006(平成18)年に岐阜市も、
子ども一人ひとりを大切に
するきまりをつくったよ。



あなたがもっている4つの権利

おな
だれにも同じように
けんり
権利があるんだね。



◇あなたは「権利」のことを知っていますか？

権利は、あなたが「生まれながらにもっているもの」で、そして大切にされなければならないものです。同じように、ほかの人にも権利があります。障がいのある子、外国人の子も同じです。あなたの権利とほかの人の権利、どちらも大切にしましょう。



子どもの権利クイズ



つぎ こ けんり おも こた
Q1 次のうち、子どもの権利にあると思うものはどれか。○か×で答えてください。

- ① 自分の考え方を発表する権利
- ② お手伝いをしない権利
- ③ 夜おそくまでゲームをする権利
- ④ 自分や家族の知られたくないことを言わなくてもよい権利

じぶん おも じゅう い けんり すこ あいて きず
Q2 自分の思ったことは自由に言ってよい権利があるので、少しくらいなら相手が傷つ
くようなことを言ってよい？

そだ けんり べんきょう あそ
Q3 のびのびと育つ権利があるので、勉強をしないで遊んではばかりいてもよい？

う う ぱあい そうだん
Q4 いじめを受けたり、ぎやくたいを受けたりした場合は、相談できるところがある？



《 お家の方へ 》

愛情をもって育まれ、かけがえのないひとつの命をもつ子どもたち。無限の可能性をもつ子どもたち。

そんな子どもを大切にし合う、安全で安心なまち、そして一人ひとりの子どもが精一杯力を伸ばすことができるまちをめざし、「岐阜市子どもの権利に関する条例」はつくられました。

4年生という時期は、仲間とのかかわりが一段と活発になるとともに、物事を客観的に判断することができる力がついてくる時です。この時期に、子ども自身が、自分がもっている権利について知るとともに、その権利をまわりの誰もがもっていること、まわりのたくさんの人々に支えられていることを学び、「自由とわがまま」の違いを見極める力や自他を大切にする心情を育むことはとても重要なことだと考えます。

この資料を参考に、家庭でも子どもと話し合っていただきたいとの思いから、このリーフレットを作成しました。積極的なご活用をお願いいたします。

【子どもの権利クイズの答え】

Q1 ①○ ②× ③× ④○

Q2 × 自分に権利があるように、相手にも権利があります。相手をきずつけることはゆるされません。

Q3 × 勉強することは大切な権利です。子どものために、おうちの人や国・市は勉強ができるようにしなければなりません。
うまくこの権利をつかいたいですね。

Q4 ○ 家の人や学校の先生だけでなく、国や市のしせつやいろいろなところに相談できます。

ぎふし けんり かん じょうれい ぎふし らん
「岐阜市子どもの権利に関する条例」は岐阜市ホームページでご覧いただけます。 <http://www.city.gifu.lg.jp/5011.htm>



ぎふし
岐阜市ホームページ

ほんし せんよう
また、本市では 子ども専用 の悩み・不安の相談窓口を設けています。

ぎふし わかものそうごうしえん
岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ” ☎ 子どもホッとダイヤル 0120-43-1474

✉ 子どもホッとメール gifu43izime-nashi@soleil.ocn.ne.jp



そだん
メール相談